

## 行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成31年3月25日（月）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館 共用1214会議室

○司会 それでは、「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎、谷輪が行います。

それでは、お願いいたします。

○石崎参事官 本日は、2つのテーマでありまして、1つは行政手続部会の中で「民間事業者によるIT技術を活用した行政手続簡素化等の取組について」というところで、株式会社グラファーという会社からのヒアリング、それから、関係省庁からのヒアリングということで警察、農水、前半は、私、石崎が説明して、後半は谷輪参事官のほうから説明するというようにさせていただきます。

最初の民間のIT技術の簡素化取組ですが、ページをめくっていただきまして、少し飛ぶのですけれども、資料1の3ページですけれども、もともと行政手続の管轄提出先がばらばらですとか、窓口で待たされるとか、電子申請についても使い勝手が悪いということで、今、幾つかの民間の会社で、そういった手続自体をユーザー目線に立ってシステムで解決していくという動きが出てきております。その御紹介です。

6ページを見ていただくと、数万の手続にどう対応するのとありまして、行政手続から見ると、左にあるように、どんな行政手続があるか調べて、やることを洗い出して、書類を作成して提出、そういう流れなのですけれども、それをデジタルで解決していくということで「解決の方策」と書いてありますけれども、情報の手続、検索エンジンがあって、それで手続が洗い出されて、ウェブから書類が作成されて、申請を効率化していくと、この4つのプロセスというのを民間のほうで、そういったシステムを開発したというところがあります。

8ページでありますけれども、法人証明書というのが、法人の登記事項証明書とか印鑑の証明書、これは、今までは大体法務省のほうの地方法務局に行って、実際に足を運んで取り寄せるということが多かったのですけれども、それを、ここに書いてあるように、24時間、365日、カード決済とか、スマホで対応することができるようになって、そういったビジネスが始まっているということでもあります。

次の9ページを見ると、確かに法務省でも、オンライン申請のホームページというのがある「登記ねっと」というのがあるのですけれども、ここにあるように、スマホの画面がないとか、入力が複雑だとか、オンラインバンキングで平日しか利用できないとあって、手続をしていくのに1時間以上はかかってしまうというのが、この民間の会社が作ったソフトでは、365日利用が可能で1分間で手続ができてしまう。

10ページは、少し専門的になりますけれども、もともと利用者がいて、民間のシステムがあって、その先に法務省のシステムがあって、そこをつないでいるということなのですから、そういう手続きができる。

それで、当然、これはビジネスですので、大体法人の登記事項証明書を取るのに500円ぐらい法務省に料金を払うのですけれども、このグラファー社のシステムを使うと、1枚1,500円ぐらいかかるのですけれども、それでも、8ページにありますように、このサービスを開始して1年2カ月で2,000以上の企業や団体が利用しているということなので、要するに、1枚法務省に取りに行くときの行政手続のコストというのは、大体往復の時間とか、複雑な申請書を書くのは、多分、1枚で1,000円以上かかっているということなのかなと思います。1,000円分ぐらいは余計に払っても、こういったサービスが出てきているということでもあります。

ただ、まだ課題はあって、11ページにありますけれども、印鑑も電子申請ができるのですけれども、別途、幾つかの書類を郵送しなければならないというところが二度手間になるですとか、証明を取るときに電子証明書というのがあるのですけれども、これも年間で見ると、そこにあるように、大体12カ月で7,900円、8,000円ぐらい、1万円近くかかるといいますとか、あと、法務省のシステムは、さっき見ましたように、電子申請のシステムはあるのですけれども、それが民間のソフトウェア会社に必ずしも開放されていないものですから、割とこれを読み取る、こういったシステムを作るのが大変だとか、幾つかの問題が、法務系のサービスにある。

民間のソフトウェア会社全体でいいますと、税とか社会保険のシステムというのが先行してきたのですけれども、最近、こういった法務系のサービスですとか、その次のページに書いてあるような、市民向けの、住民向けのサービスの民間フロント化というのが最近進んできているということでもあります。

その次の12ページからがライフイベントの関係、結婚ですとか、出産ですとか、そういった住民向けのサービス、これは、具体的には鎌倉市で始めたらしいのですけれども、普通、市役所のホームページなどをアクセスすると、結婚だと何が必要かとか、出産だと何が必要かとかとあるのですけれども、さっきのグラファー社のプレゼンですと、そういうのも、例えば、子供で体重の軽い子供が生まれてしまった場合は、幾つか余計な手続が入るですとか、引っ越しでも、家族構成によって手続が違ふとか、そういったところまで含めて、14ページですけれども、自分の年齢とか、幾つかの問い合わせ、幾つか質問事項に答えていくと、どの手続が必要なのかがわかるですとか、そういった手続で、また何枚も書かなければならないのですけれども、氏名とか住所とか世帯主の名前とかが、そのまま打ち出すことが可能になるとか、16ページにありますけれども、手続のガイドとフォームと窓口での印刷、これが一体になったような住民サービス、これは、住民からお金を取るのではなくて、鎌倉市が、市町村がこういったシステム会社にお金を払って、そういったサービスを住民向けに提供しているということなのですから、そういったサービスも

出てきているということでもあります。

18ページにありますけれども、それにしても幾つか課題があって、市区町村のサービスの課題で言うと、印鑑の扱い、例えば、よくいろんな住民票を取りに行ったりすると、運転免許証とか、本人確認をされるのですけれども、それでも、認め印を押させられると、その印鑑というのがあると、こういったシステム上の手続するにしても、印鑑を持って行かなければならないという面倒なところがあるとか、あるいは電子署名が付与されたようなPDFファイルというのを、紙の申請書と同時に扱おうと、今、この民間の会社で提示しているサービスというのは、一度、申請書にプリントアウトするということなのですから、そのプリントアウトも必要なくて、電子で一気通貫でできるようになるかもしれない。

あるいは、マイナンバーカードも、これは、割と巧遅な話なのですから、アップル社のスマートフォンは、マイナンバーカードの認証署名が使えないといった問題ですとか、APIという民間向けの接続口が開放されていないとか、まだ、幾つかの課題があるものから、そういった課題が解決されると、さらに一气通貫で電子申請ができるようになる。こんな話でございました。

いずれにしても、今回の事業者のヒアリングで聞いた課題などにつきましては、自治体ですとか、関係省庁にも論点として提起していきたいと考えております。

前半は、以上です。

○谷輪参事官 後半は基本計画、関係省庁からのヒアリングということで、営業の許可・認可に関する手続について警察庁、農林水産省からヒアリングを行いました。

御案内のように、2020年3月までに行政手続コストを2割削減するという事で各省に取り組んでいただいておりますが、その中で、残り1年ということで、現状までの取組のレビューを行ったという趣旨のヒアリングでございます。

まず、資料2-1-1に、あらかじめ事務局から、このページでしたら警察庁さんに対して示した論点がございます、資料2-1-2で、論点もついているのですけれども、警察庁さんからの回答がついております。

1ページでしたら、古物営業法に関する手続なのですが、新たに仮設店舗の届出という、仮設店舗での営業ができるようになったのですけれども、そういう手続について、電子申請の導入の促進を含めた検討のため、届出件数を調査して、実態の把握を行うと基本計画に記載されているのですが、電子申請についても検討されているのですかという論点でございます。

回答のほうですが、1ページの真ん中あたりでございますが、仮設店舗の届出について、今後、届出件数の調査等により、去年の10月に始まった手続ですので、届出件数の調査等により、利用状況や事業者のニーズを把握し、オンライン化の導入の促進も含め検討することにしていただいております。

2ページに行きますと、古物営業関係の手続も、以前にはオンライン申請を導入していたようなのですけれども、利用件数が少ないことから、費用対効果の観点からシステムを

廃止した県もあると把握していると。今後、オンライン申請の検討を行う際には、ニーズを踏まえて検討を行う必要があると考えているという回答でございます。

これについて申し上げますと、委員からは、事業者からのニーズというのはあるのだと、そういうことを前提に考えてほしいという意見もありました。あと、10年前とはかかる費用というの、今では、使い勝手も費用も随分違うのではないかというような意見もありました。

次は、3ページですが、警備業法です。

論点のところを読みますと、主たる営業所が所在する都道府県、例えば、東京都に対して、ほかの県に営業所の設置を行ったりしたときに、変更事項の届出を行わなければならないということで、要するに、主たる営業所の都道府県と実際に営業所の所在する都道府県と2回届出を行う必要があるというような手続になっておりまして、ワンスオンリー原則の考えのもと、ITの活用により、情報共有するような仕組みができないかという論点です。

これにつきましては、3ページの下のあたりですけれども、認定を受けた都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、区域内で警備業務を行うとするときには、都道府県の区域を管轄する公安委員会に届け出るとともに、個別の営業所に係る変更事項については、当該変更に係る公安委員会に届けることとしている。

4ページに参りますけれども、4行目、5行目あたりですけれども、個別の営業所等の設置については、当該営業が新設等をされる場所で、管轄する都道府県の公安委員会が直接必要な指導・監督を行うことができるよう、公安委員会の届出を行わせている趣旨の届出手続なのです。

ただ、いずれの届出についても事業者のニーズを把握した上で、対応を検討してまいりたいという回答でございます。

続きまして、5ページは、探偵業の業務の適正化に関する法律でございますが、これも警備業と似たようなつくりになっておりまして、営業所の所在地ごとに各都道府県の公安委員会にもろもろの届出を行わなければならないと、事業者にとっては負担感がある。これも、今、申し上げましたように、ワンスオンリー原則ということで、1カ所に届け出れば、複数都道府県へ共有するような仕組みをつくることはできないかという論点でございます。

回答のほうですが、回答の2段落目ですけれども、無届け営業や、営業所の変更届出義務違反の法違反のほか、探偵業務に関して、法令違反で検挙されたり行政処分がなされたりする例があることから、業者の業務実態を的確に把握し、実効性のある監督を行っていくためには、都道府県ごとに個別の届出を行わせる必要があると考えているという、法の趣旨に照らして、こういう手続が必要だという説明でございました。

次に風営法です。

これもごらんいただくと、風俗営業の構造設備の軽微な変更の届出が5万3000件、遊技

機の増設、交代その他の変更承認の申請、いわゆるパチンコ台が年間39万件とか、かなり手続件数が多い手続なのですけれども、その電子化の導入促進を阻害するような要因について、分析結果について教えてください。原則電子化に向けて、どのように取組を進めるのかという論点です。

回答の④、2段落目ですけれども、遊技機の増設等の手続については、パチンコ台を実地確認する必要があるそうでして、その際に、複数の資料を紙で見比べて、実際にどうなっているかというのを提出された書類と現物を見比べる必要があって、そうすることによって、結果的に警察の側も、事業者の側も早く手続が終わるから、結果的に時間が早く終わるのという御説明がありました。

また、電子データとデータサーバーの整備が必要になるといった説明がございました。

その下は、また一緒ですけれども、事業者のニーズを踏まえて検討を行う必要があると。

これも委員から意見であったのは、例えば、紙だって書類とか重たいのだから、例えば、タブレットでそういうものを見られるようにすればいいのではないかとか、そういう御意見がありました。

続きまして、7ページですけれども、全体として、この後、農林水産省さんの話が出てくるのですけれども、いろんな手続の共通申請システムを設けるような考えはないのか。

また、冒頭申しましたけれども、2020年3月までに行政手続コストの2割削減が実現するように、具体的に何をやるのですかということも改めて確認しております。

1つ目のほうですけれども、これも同じですね、デジタル化することの費用対効果を踏まえて、今は検討していく必要があるという回答です。

⑥のほうは、警察庁さんのこれまでの取組で、書式について、事業者が、いわゆるPDFではなくて、例えば、ワードファイルとか、データ編集可能な形でホームページ上に掲載するようにするとか、問い合わせの多い事項について、質疑応答集を掲載するとか、あとは、今、一部郵送による届出の試験実施を行っているそうでして、そういうことを踏まえて、郵送届出の整備を推進すると。

このほか、事業者から手続簡素化に関するヒアリングを行って、2割削減に向けて取り組んでまいりたいという回答がございました。

続きまして、農林水産省さんの基本計画に関する論点でございますが、少しめくっていただきまして、資料2-2-2の1ページから参りますが、農林水産省さんの所管手続について、補助金とかも含めてなのですけれども、一元的にオンラインで手続できるシステムを構築している取組がございます。

その進捗状況を確認するという趣旨で、論点1がありまして、地方公共団体のシステム環境から共通申請サービスへ接続する。

地方公共団体にLGWANという地方公共団体を結んでいるネットワークがあるのですけれども、それと農水省さんが作っている共通申請サービスの接続する技術的な話について、総務省や内閣IT室と調整しているという説明がございました。

2 ページに参りまして、漁業法、何で漁業法かといいますと、もともと都道府県知事許可の件数がかかなり多い手続であるということと、以前から論点として取り上げていたものでございます。

この漁業法の都道府県知事の許可手続についても、共通申請サービスで行えるのか、あと、都道府県ごとにやっております、以前にいただいた説明だと、結構、都道府県ごとに求める添付書類が違うとか、そういう状況のようでした、そういうローカル性にも共通申請サービスは対応しているのか。

そもそも、今、申したように、添付書類にも申請サービスは対応しているのですかと、そもそも添付書類の撤廃に向けて取り組むべきではないですかと。

⑤が押印の省略とか、添付書類の簡素化について、都道府県への働きかけの状況を教えてほしいという論点でございます。

上から順に参りますけれども、共通申請サービスについても、地方公共団体の手続も含めて対応できるように検討していると、都道府県の意見も踏まえて検討を進めてまいりますということ。

③番ですが、そういうローカル性のある添付書類にも対応できる方向で検討していると、それで、改めて添付書類は必要かどうか検証を行ってもらうように要請したところであると。

④ですが、添付書類をアップロードするような形で、今、システムを構築しているということでございます。

⑤ですけれども、ページがまたがりますが、押印の省略については、IT室のほうで、本人確認の手法に関するガイドラインというものが、今年2月に取りまとめられましたので、それを踏まえてID/パスワード方式などを検討してまいりたいという説明がございました。

最後ですが、これも、2020年3月までの2割削減にどのように取り組んでいくのかと。共通申請システムというのは、2021年度から始まるもので、それまでに、どうやって取り組むのですかということで、事前相談のメールの実施、標準的な書式、様式の提示、添付書類の省略等に取り組んで、2割削減を図ってまいりたいということでございます。

説明は以上です。

ありがとうございました。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、挙手の上、当てられましたら、お名前と御所属を言っていただき、御質問をお願いいたします。

○記者 共同通信です。

まず、石崎さんに、最初の民間事業者のヒアリングなのですが、委員とかの問題意識としては、このグラファー社がやっているようなシステムを自前で法務省とか各省でも、こういう利便性の高いシステムを作ろうという意識なのか、それとも鎌倉市のように

提携してアウトソーシング的にやっていこうと、そういう問題意識で、このヒアリングをしたのか、その辺はどうなのでしょう。

○石崎参事官 それ以前の問題として、最近、民間事業者のIT技術の事情というのが、非常に動きが出てきていまして、さっき申し上げましたように、社会保険でAPIという仕様の公開というのを数年前にやりまして、それで、単にオンライン化しただけではなくて、オンラインの利用率が2割ぐらいいままで上がってきていると。

税は、これから100%、法人税に関してはオンラインを大手企業に義務づけるとか、中小企業も6割ぐらいいっているとか、それ以外についても、次第にこういった民間の事業者による、特に、今まではフロントの部分というか、インターフェースの部分を国が作っていたのですけれども、民間が使い勝手のいい形でフロントの部分を作って、それと政府の中の処理システムをつなぐという動きが出てきて、そういったところの、まず、ヒアリングをやってみようということをやったということでもあります。

割と委員の方からいろんなコメントが挙がって、さっき申し上げたように、行政コストという観点からすると、やはり、使い勝手が悪いと、さっきの例で言うと、登記事項証明書など、法務省はホームページを開発はしているのだけれども、実際に1時間ぐらいかかるとなると、民間のユーザーの立場からすると、1枚500円で取り寄せるよりは、1,500円で、これに打ち込んだほうが、同じ打ち込むにしても、こちらのほうが安いという感じになっているのですとか、こういった会社は、大体10名以下ぐらいの従業員で、割と安価にやっているのか、かつてのようにシステムを、非常に政府の巨大な予算を投入してシステムを構築するというタイプではないような形の仕組みが、そういった意味ではIT技術が進んできた。

それに応じて、国のほうの事務というのもどうしていくかというのを考えていかなければならないみたいな、とりあえず、恐らくもう一社ぐらいいアリングをする可能性があるのですけれども、そういう民間側の動きを、また、踏まえて、これからの行政事務の簡素化のほうの課題を解決していく、そんな感じでもあります。

○記者 もう一件、後段のほうなのですけれども、警察庁の申請件数は、古物営業法が多いのですけれども、古物営業法は、パチンコと考えていいのですかね。

○谷輪参事官 いいえ、まさに古物、昔で言う、質屋さんとか、古本屋なども古物営業ですね。

○記者 では、いわゆるパチンコとかにかかわってくるのは、さっきの風営法のほうと。

○谷輪参事官 さようでございます。

○司会 ほかに質問はございますでしょうか。

それでは、これで「行政事務部会」の記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。